

非上場会社が自己株式を時価と異なる価額で取得した場合の税務処理

1. 基本的な考え方

(1) 資本等取引

発行会社における自己株式の取得は、通常、資本等取引に当たり、自己株式の取得のため交付した金銭の額のうち取得資本金額 (= 自己株式の取得直前の1株当たり資本金等の額 × 取得自己株式数) に相当する金額を資本金等の額から控除し、取得資本金額を超える金額を利益積立金の額から控除します (法人税法 2 条 16 号 18 号、法人税法施行令 8 条 1 項 17 号、同 9 条 1 項 12 号)。したがって、発行会社において自己株式の取得により益金・損金が生じることはありません。

(2) 買取価額の考え方

税務上、財産の売買は時価により行われることが前提とされます。発行会社が自己株式を時価よりも低額又は高額で取得した場合には、時価との差額について資本等取引とは別の利益移転取引とされ、課税されるおそれがあります。この際、自己株式の時価の算定が重要となりますが、時価といっても、特に非上場株式の場合は一義的な市場価格がなく、法人税基本通達で示された方法も絶対の方法ではありません。

利害が対立する独立した当事者同士がさまざまに会社の価値を評価した上で合意した価額など、通達で示された方法以外の方法によって算定していても一定の合理性が認められれば、それも時価 (の一つ) といえるはずで、すなわち、非上場株式の時価算定には、一定の幅が認められるべきだと思います。

したがって、自己株式の買取価額が、法人税基本通達 9-1-13 や同 9-1-14 により算定される税務上の時価よりも低額あるいは高額であったとしても、その差額が即 “ 利益移転取引に当たる ” ということにはならないと考えます。

2. 利益移転取引と資本等取引の抱き合わせ取引とされる場合

(1) 利益移転が認定される場合

自己株式取得の経緯や理由から見て、買取価額とされた価額がどうみても実体的価値と乖離し、低額又は

高額となっていて、その差額について合理的な理由が見当たらない場合、その差額部分は利益移転を目的とする取引で、その自己株式取得取引が利益移転取引と資本等取引を抱き合わせたものであると認定されることもありうるでしょう。その場合には、買取価額を時価に引き直し、時価に対する差額部分が受贈益 (低額の場合) や寄附金等 (高額の場合) とされるおそれがありますので、注意が必要です。

(2) 事例による発行会社の税務処理の整理

非上場会社が個人株主から自己株式を時価と異なる価額で取得する場合の、当該会社における税務処理を事例により整理します。なお、非上場会社 (発行会社) の自己株式の税務上の時価につき、法人税基本通達により算定した評価額を 10、取得資本金額を 5 とします。

たとえば、発行会社が自己株式を 8 で買取する場合、買取価額が法人税基本通達により算定される株式評価額よりも低額となりますが、その買取価額が企業価値等を様々に考慮して決められた価額と認められるときは、税務上も買取価額 8 が時価とされ、新たな課税関係は生じません。

たとえば、発行会社が自己株式を 6 で買取の場合、買取価額 6 が時価 10 より低額であり、その差額 4 については利益移転取引に当たり、それと資本等取引を抱き合わせたものであると考えられる場合は、自己株式の時価と買取価額との差額 4 が株主からの受贈益として処理されます。

たとえば、個人株主から自己株式を時価 10 よりも高額な 13 で買取する場合において、当該個人株主側へ 3 の利益移転を目的とした取引と、資本等取引を抱き合わせた結果であると考えられるときは、次の通り自己株式の譲渡対価を時価 10 に引き直し、時価と買取価額の差額 3 は株主に対する贈与として、株主の属性 (役員か否か) 等に応じ寄附金や役員給与等として処理されます。

資本金等の額	5	/	現金預金	13
利益積立金	5		寄附金 (役員給与)	3

お知らせ 東日本銀行では、事業承継対策・相続対策・M&A・ISO 取得支援・企業年金制度など様々な内容について、コンサルティングのご相談をお受けしております。ご相談については、お取引の東日本銀行支店窓口または営業統括部お客さまサービス室 (03 - 3273 - 6221) にお問い合わせください。